

○ 鈴鹿工業高等専門学校運営会議規則

〔 令和7年12月4日
規則第 129号 〕

鈴鹿工業高等専門学校運営会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営規則（以下「運営規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校運営会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 会議は、運営規則に定められている委員会等から上申された本校の教育研究及び管理運営に関する重要事項を審議するとともに連絡調整を行う。

(組織)

第3条 会議は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐
- (4) 学科長及び教養教育科長
- (5) 事務部長
- (6) 課長

2 会議が必要と認めるときは、議事に関連する教職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の運営)

第4条 会議は、校長が主宰し、その議長となる。

- 2 校長に事故があるときは、あらかじめ校長が指名したものがその職務を代行する。
- 3 原則として毎月1回開催するものとする。ただし、必要ある場合は、臨時に開催することができる。

(部会等)

第5条 会議は、必要に応じ、部会等を置くことができる。

(事務)

第6条 会議に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、令和7年12月4日から施行する。